

美幌町自治基本条例に基づく議会改革特別委員会検討内容

自治基本条例 第7章 議会（抜粋）

まとめ

（第29条第1項）

議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとします。

（第29条第2項）

議会は、町民からの請願及び陳情を政策提案と位置付け、その審議において必要な場合は、これらの提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。

（第29条第3項）

議会は、町民との意見交換の場を年1回以上設け、これにより政策提案の拡大を図るものとします。

（第29条第4項）

議会は、町民との情報共有と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対し説明責任を果たす議会報告会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させるものとします。

（第29条第5項）

議会は、広報誌の発行、インターネットによる議会中継の実施等により議会及び議員活動の情報提供の充実を図り、議会における意思決定の過程及びその結果に関する情報を町民に適切に提供するものとします。

（第30条第1項）

議会の本会議における議員と町長、副町長、教育長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、監査委員、農業委員会会长、固定資産評価審査委員会委員長（以下「町長等」といいます。）及び職員の質疑及び質問並びに応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとします。

（第30条第2項）

議会の本会議、常任委員会、特別委員会等へ出席した町長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑及び質問に対し反問することができます。

（第31条第1項）

議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、提案された案件に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議を中心に行い、町民に対する説明責任を十分に果たさなければなりません。

【参考人制度及び公聴会制度】

○委員会条例に規定済みのため、見直しの必要はない。

【請願及び陳情】

○必要なときに、委員会で説明又は意見を聞くことができる。位置付けは、自治法第109条第6項の参考人。（参考人には実費弁償として費用弁償を支給）

【町民との意見交換】

○その都度、最も適した方法を協議していくため、要綱・先例で定める。

【議会報告会】

○その都度、最も適した方法を協議していくため、要綱・先例で定める。

【議会広報、インターネット中継】

○現在「試行」中のネット中継を、「実施」に移行することで検討中。

【一問一答方式】

○質疑・緊急質問は、①項目数を通告し、1項目ずつ行う。②予算は事業を1項目とする。③1項目の回数は、3回まで。

○一般質問は、①1回目は、全項目について、2回目以降は原則1項目づつ行う。②質問時間は、答弁を含め1時間。反問があった場合は1時間30分。

【質疑及び質問に対する反問】

○反問権（質疑等に対する反論的な）は、町長等にのみ認める。

○質疑等の内容を確認する等の行為は、職員についても認めるが、反問とは見なさない。

【自由討議】

○質疑→自由討議→討論→表決の順で実施。3名以上の申出、又は議長が必要と認めた時に実施できる。

○終結の方法は質疑・討論と同じ。その他の内容は先例に定める。